

一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
生涯研修制度 関係各位

会 長

石 田 修(公印省略)

生涯研修制度手続き期間の延長について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様方には本会の生涯研修制度運営に大変ご尽力をいただいているところでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染防止対策等により、研修会等主催並びに参加の中止による多大な影響を受けております。このため、通常では達成できる生涯研修制度の CPD 時間記録表にての称号更新手続きができない状況になっております。つきましては、令和2年度分の CPD 時間記録表を含む称号許可申請許可年数及び称号有効期間を下記のとおり、2年間延長を行い、称号使用許可申請時の生涯研修時間数は7年間の積算値とすることと致します。生涯研修制度運用の公平性を図るため、この度、総務委員会にて検討を行っていただきました。

どうぞ、一人でも多くの会員が本会の生涯研修制度に参加され、所期の目的を達成されますようお願いしています。

記

1. 生涯研修制度手続き期間として、次の条件にある有効期間を5年間より2年間延長し7年間とする。
 6. 1 生涯研修認定, 称号使用許可および有効期間の定め
 7. 3 生涯研修開始時登録認定書および生涯研修認定証の失効に関する期間の定め
2. 2年間延長対象書類 (生涯研修の手引 様式 第2号、第3号、第4号、第5号)
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令(第一回令和2年4月7日、第二回令和3年1月7日)期間を含む年度を含有した CPD 時間記録提出&称号使用許可申請の更新書類を対象とする。
3. 延長終了日 新型コロナウイルス感染症の終息状況により、当会HP掲出を行う(7年間据置き後)

※ 参考 生涯研修の手引き (平成29年9月版) 【12ページ】&【15ページ】抜粋

6 生涯研修認定, 称号使用許可および有効期間

6. 1 認定 開始時の登録を受けた後、5年間以内に生涯研修時間数を250CPD 時間取得する必要があります。ただし、複数の称号使用許可を申請しようとする登録者は1種類増すごとに125CPD 時間の追加取得が必要になります。

7. 3 生涯研修開始時登録認定書および生涯研修認定証の失効ならびに失効後の取扱

7. 3. 1 生涯研修登録開始日から5ヶ年間にCPD 時間が250 時間に達することができなかった

登録者の生涯研修開始時登録認定書は失効するものとします。

7. 3. 2 有効期間内にCPD 時間が250 時間に達することができなかった「生涯研修認定および称号

使用許可証(様式第4号)は失効し称号使用許可は取り消されるものとします。

以上